

## 添付書類一覧表

### 1 一般的に必要な添付書類

証明すべき要件事実	添付書類	
転居	・職員の転居後の住民票又は転居後の住居の賃貸借契約書等転居の事実を証明する書類	
別居	・配偶者（子）の住民票 (大分県パートナーシップ宣誓制度等に基づくパートナーの場合は、上記に加えてパートナーシップ宣誓書受領証等の写し)	
やむを得ない事情	介護	・医師の診断書等介護を要することを証明する書類 (別居の親族を介護する場合は、上記に加え、本人や兄弟姉妹の申立書など、配偶者が主として介護していることを証明する書類)
	子の養育	・在学証明書（ただし、義務教育学校に在学する子については、証明書類を省略することができる。） ・在所証明書
	就業	・就業証明書（ただし、配偶者が職員である時は、証明書類を省略することができる。）
	自宅の管理	・登記簿謄本等住宅の所有を証明する書類 ・① 支給要件（2）②サの場合は、配偶者以外に当該住宅を管理するものがいない旨の申立書
	疾病治療	・医師の診断書等疾病治療等を受けていることを証明する書類、特定の病院でなければ治療できないことに関する申立書
	子の出産	・母子手帳の写し又は妊娠を証明する書類、特定の医療機関等で出産のための妊婦検診を受けている場合はその旨の申立書
	配偶者の就学	・在学証明書
	新築中住宅管理	・注文建築請負契約書等
	類する事情	・事情を証明する書類
	単身	・職員の転居後の住民票（ただし、職員が住民票を移転しない場合においては、所属長が事実確認を行い、別紙単身要件確認証明書を添付すること。） ・通勤困難の事情を示す資料 (例) ① 交通機関が不便 …交通機関の運行時間帯、運行回数を示す資料 ② 変則勤務のため交通機関の利用が困難 …当該職員の勤務時間割を示す資料及び①の資料 ③ 業務多忙等により、帰宅時の交通機関の利用が困難 …業務の状況に関する申立書及び①の資料
距離要件のうち 40 km未満の通勤困難		

※ 各種申立書については、申立者の署名により押印を省略することができる。

## 2 権衡職員について特に必要となる添付書類

証明すべき要件事実		添付書類
職務遂行上の必要性		職務遂行上住居を移転せざるを得ない理由についての申立書
子の年齢要件 (満18歳・満15歳)		戸籍謄本又は住民票 (ただし、子が職員の扶養親族となっている場合は証明書類を省略することができる。)
人事委員会の定める事情	在学	在学証明書 (ただし、義務教育学校に在学する子については、証明書類を省略することができる。)
	在所	在所証明書
	類する事情	事情を証明する書類
人事委員会の定める特別の事情	介護	医師の診断書等介護を要することを証明する書類
	子の養育	在学証明書 (ただし、義務教育学校に在学する子については、証明書類を省略することができる。) 在所証明書
	疾病治療	医師の診断書等疾病治療等を受けていることを証明する書類、特定の病院でなければ治療できないことに関する申立書
	自宅の管理	登記簿謄本等住宅の所有を証明する書類 2権衡職員(4)①ヶ及びコの場合は、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない旨の申立書
	育休復帰	職務復帰辞令の写し
	類する事情	事情を証明する書類
配偶者のない職員	入学・転学	在学証明書
	入所・転所	在所証明書
	類する事情	事情を証明する書類
扶養親族たる父母に当該職員の他に生活を共にする者がいないこと		事情を証明する書類 (職員に兄弟姉妹がいる場合は、生活を共にしていない旨の兄弟姉妹からの申立書等)

※ 各種申立書については、申立者の署名により押印を省略することができる。